

株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、北海道及び北海道労働局との
働き方改革推進に係る包括連携に関する協定書

株式会社北洋銀行（以下「甲」という。）、株式会社北海道銀行（以下「乙」という。）、北海道（以下「丙」という。）及び厚生労働省北海道労働局（以下「丁」という。）は、四者の連携強化を図ることで北海道内の働き方改革を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が密接に連携・協力して、北海道内の地方創生に資する働き方改革を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進などに関すること。
- (2) 生産性の向上に関すること。
- (3) 職場定着の促進、再就職支援及び人材育成に関すること。
- (4) 上記に係る積極的な取組を行う道内企業の情報発信に関すること。
- (5) 甲、乙、丙及び丁の取組のPRに関すること。
- (6) その他本協定の目的に資すること。

2 甲、乙、丙及び丁は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙、丙及び丁が合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月31日

甲 株式会社 北洋銀行
取締役頭取

石井純二

乙 株式会社 北海道銀行
取締役頭取

世原潤博

丙 北海道
北海道知事

原田正志

丁 厚生労働省
北海道労働局長

引地睦夫